第二　希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1　国内希少野生動植物種

(1)　国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下、第八を除き「法」という。）に基づく指定ではなく、同法に基づき指定すべき種の選定を指す。以下同じ。）する。

ア　その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ　全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ　分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ　分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

(2)　国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意する。

ア　外来種は、選定しないこと。

イ　従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

ウ　個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

(3)　国内希少野生動植物種に指定された種について、個体数の回復等により、(1)に掲げる事項に該当しなくなったと認められるものは、国内希少野生動植物種の指定を解除する。

その指定解除についての検討は、絶滅のおそれがなくなった状態が一定期間継続している種について行い、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努める。また、解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、国内希少野生動植物種に選定することを検討する。

2　国際希少野生動植物種

国際希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種以外の種で、次のいずれかに該当するものを選定する。

ア　「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰに掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。

イ　我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定（以下「渡り鳥等保護条約」という。）に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

3　特定第一種国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定第一種国内希少野生動植物種には選定しない。

4　特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

ア　第二1(1)イ又はウに該当する種

イ　その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種

ウ　生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種

エ　ワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

5　緊急指定種

緊急指定種については、本邦に生息又は生育する野生動植物の種で、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外のもののうち、次のいずれかに該当するものであって、特にその保存を緊急に図る必要があると認められるものを指定する。

ア　分類学上、従来の種、亜種又は変種に属さないものとして新たに報告された種

イ　従来本邦に分布しないとされていたが、新たに本邦での生息又は生育が確認された種

ウ　本邦において、すでに絶滅したとされていたが、その生息又は生育が再確認された種

なお、指定に当たっては、第二1(2)に掲げる国内希少野生動植物種の選定に当たっての留意事項と同様の事項に留意する。

6　希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定に当たっては、その種の生態的特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴く。また、緊急指定種の指定に当たっても、これら学識経験者から意見を聴くよう努める。

なお、これら学識経験者から、希少野生動植物種の選定に当たって当該種に関する個体数回復の目標や必要な保存施策についての意見があった場合には、当該意見を踏まえた対応について、種の選定と併せて検討する。

種の選定に関する検討経緯等は、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で公開する。

第三　国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

1　募集する提案の内容

絶滅危惧種の保存を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、国内希少野生動植物種に係る提案を広く国民から募集する。なお、次の事項について記載された提案について、国内希少野生動植物種の選定又は解除に係る検討対象として受け付ける。

ア　国内希少野生動植物種（特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）として新たに選定すべき種又は国内希少野生動植物種から解除すべき種の和名及び学名

イ　当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況

ウ　当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠

エ　当該種に係る保存のための取組の現状と予定

オ　新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策

2　提案の取扱い

受け付けた提案については、適切な情報管理の下、当該種の減少要因や、種の保存のための規制及び施策を実施することの効果などについて、当該種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴き、当該種の選定又は解除をすべきかを検討する。また、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で検討経緯等を公表する。

第四　希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項

1　個体等の範囲

法に基づく規制の対象となるのは、次に掲げるもの（以下「個体等」と総称する。）とする。

ア　希少野生動植物種の個体並びに種を容易に識別することができる卵及び種子

イ　希少野生動植物種の器官並びに個体及び器官を主たる原材料として加工された加工品であって、社会通念上需要が生じる可能性があるため、法に基づき種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるもの